

愛知県立東郷高等学校部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 部活動をとおして、人間関係を育み、心身の健康増進と幅広い学校生活を体験する。
- (2) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

ア 運動部

陸上競技・弓道・柔道・剣道・卓球・サッカー（男子）・バレー・ボーラー・
バスケットボール・ハンドボール（男子）・硬式野球（男子）・テニス（男子）・
ソフトテニス（女子）・ボート・カヌー

イ 文化部

ダンス・自然科学・吹奏楽・合唱・将棋・美術・茶華道・情報創造技術・家庭

(2) 活動時間及び日数について

ア 活動時間

- (ア) 平日 2時間程度
(イ) 週休日等 3時間程度（練習試合や大会等を除く）
(ウ) 長期休業中 3時間程度（練習試合や大会等を除く）
(エ) 上記(ア)～(ウ)について、生徒の実態や競技種目の特性を考慮して、適切に活動時間を設定する。

イ 休養日

- (ア) 週2日（平日1日、週休日等1日）以上
(イ) 又は、生徒の実態や競技種目の特性を考慮して、上記(ア)に相当する休養日数を確保するよう努める。

ウ その他

- (ア) 定期考查1週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
(イ) 年末年始等の学校閉学日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。

(3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

ア 県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会とする。

イ その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する。

3 部活動運営

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針や活動計画等を明確にし、保護者に示す。